



## ストップ ザ 危険物事故

～消防・業界団体・市民のパートナーシップにより～

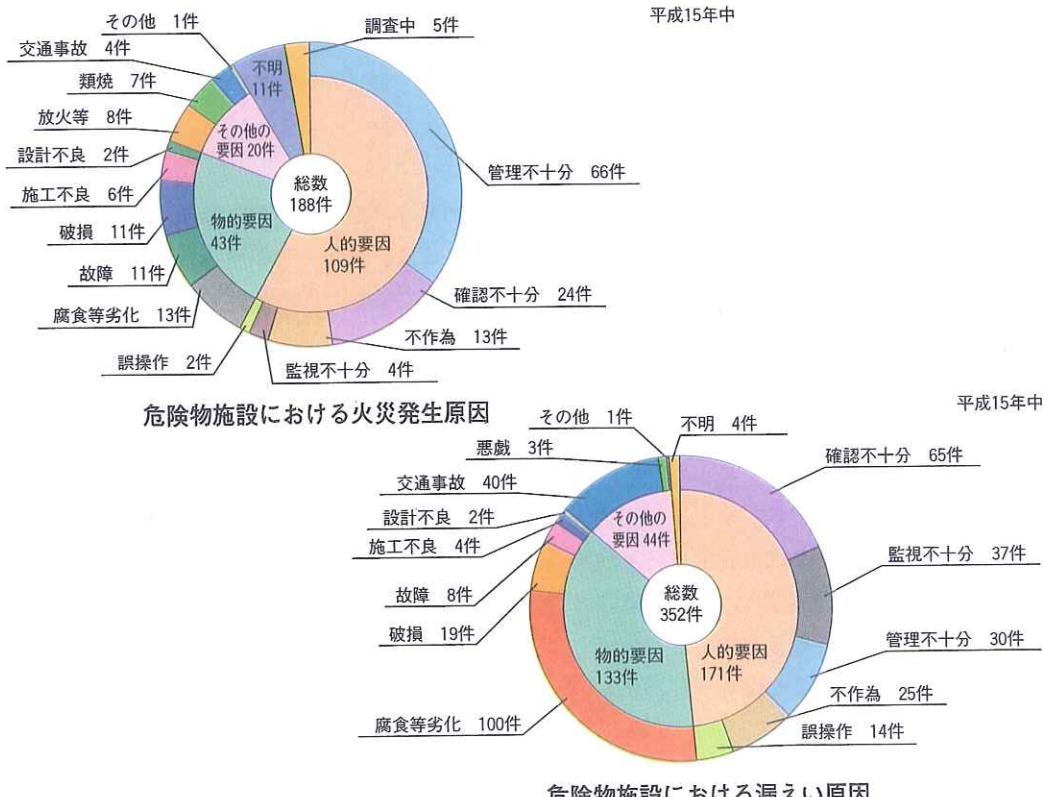
内田 学  
(名古屋市消防局)

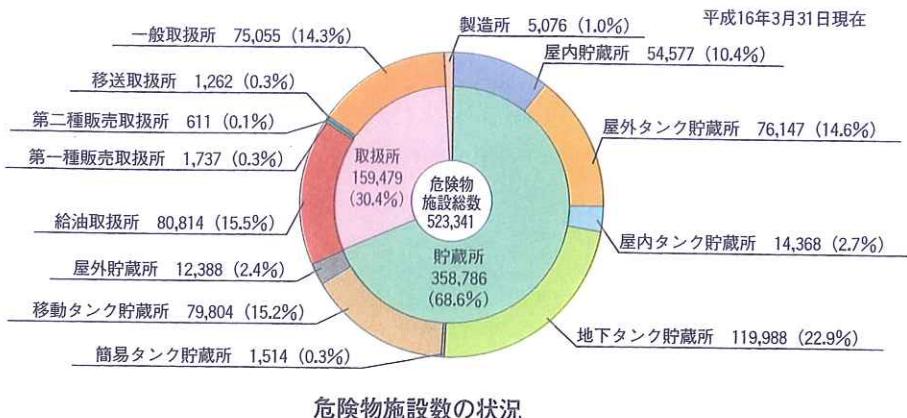
### はじめに

平成15年度、わが国を代表する産業施設において危険物事故が続発した。総務省消防庁の事故統計の開始以来最悪の水準で推移し、同年度において過去最悪の540件を数えるまでになった。

これらの原因は人員や設備投資等の削減、雇用形態の変化や保守管理業務のアウトソーシング等により次世代への技術の伝承がなされていないこと。さらにそれにより危険要因の適切な把握ができていないことが背景にあると分析されている。

統計上、危険物火災の原因中、人的要因が109件（全体の58.0%）、危険物漏えいの原因中、人的要因が171件（全体の48.6%）とワースト1である。このワースト1の背景には、雇用形態の多様化・保守管理業務のアウトソーシング等により、危険物の危険性認識不足・消防法令の理解不足が進んでいるものと推測される。現実に、危険物を第一線で取り扱っている派遣社員等の中には、危険物の危険性・消防法令の教育をほとんど受けることなく危険物を取り扱っている状況が散見される。





### 危険物の危険性・消防法令の普及が最優先

危険物事故を大幅に減少させるには、この危険性の認識不足や消防法令の理解不足を手当することでが効果的・効率的であり急務であると考える。

そのためには、危険物の危険性そして消防法令を、危険物を第一線で取り扱っている全員の方に普及啓発・広報することが最優先事項であり、焦眉の急であると考える。

本編では、危険物施設設置申請の段階において位置、構造、設備がパターン化されている地下タンク貯蔵所（危険物施設全体の22.9%）、給油取扱所（同15.5%）及び屋内貯蔵所（同10.4%）（以下「地下タンク貯蔵所等」という。）に着眼点を絞り、述べることとする。

これらの地下タンク貯蔵所等は、安全性確保のために消防法令で位置、構造、設備が厳しく規定されている。従って構造上の最低限の安全性は消防法令により設置申請の段階で確保されている。

そこで、個々の危険物施設の危険要因把握に優先して、危険物施設の従事者全員に危険物の危険性・消防法令を理解させ、そして遵守させることが最優先事項であると考える。

そのためには次の要領で教育が行われるべきと考える。

#### 1 消防法令を知る。

#### 2 消防法令の主旨を理解する。

#### 3 消防法令を遵守する。

#### 4 1から3の教育を事業所内で行う。

しかしながら、小規模事業所では、この教育体制がやはり脆弱である。これを公助することが私達消防の重要な使命となるところであるが、消防だけで危険物の危険性・消防法令の普及啓発・広報を行い事故を減少させるには、限界があるところである。

そのため、消防・業界団体・市民のパートナーシップにより危険物の事故防止に努めることが重要な鍵になるとを考える。

### 事例紹介（危険物運搬容器の普及）

ここで、消防・業界団体・市民のパートナーシップにより、危険物運搬容器について普及啓発・広報を行い、業界団体が自ら遵法精神を推進することとなった事例について紹介する。

平成15年8月名古屋市内の複合用途ビルで容疑者がガソリンを撒き散らし、爆発炎上火災を起こした事件は、まだ記憶に新しいところである。

この容疑者は、同じ名古屋市内の給油取扱所において18リットルポリエチレンタンク8缶にて144リットルものガソリンを購入した事が確認されている。消防法令上、ガソリンを乗用車で運搬する場合は、22リットル未満の金属製容器に限定されている。

**ガソリンの運搬には  
金属製容器をご使用ください**

消防法の基準に適合した金属容器  
に限られます

ガソリンは、揮発性が高く、気温が低い日でも爆発的に火災焼失しますので、危険性に十分注意してください。

金属製容器 OK!

プラスチック容器 NO!

乗用車でガソリンを持ち運ぶ場合は、最大容積22リットルまでの金属製容器を使用してください。

名古屋市消防局

### ガソリンの運搬及び詰替えに関するQ&A

**Q1 灯油用の18リットルプラスチック容器の場合、ガソリンを詰めることはできますか。**

A. できません。  
ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大容積19リットルまでです。つまり、19リットル以下のプラスチック容器で運んで、ガソリンとしての危険物運搬が出来なくなる時は、ガソリンの運搬規制として適用されます。

プラスチック容器と、ポリタンク缶はプラスチックでできていますが、材質が違うのです。

※ガソリンを運搬する際は、必ずガソリン専用の容器を使用してください。

**Q2 10リットル以下のガソリンであれば、灯油用の18リットルプラスチック容器で運搬することはできますか。**

A. できません。  
ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大容積19リットルまでです。これは容器自体の最大内容量であり、内容量として運搬するガソリンの量ではありません。

**Q3 飲料用のペットボトルや灯油用の18リットル金属製容器(いわゆる「一斗缶」)でガソリンを運搬できますか。**

A. できません。  
ガソリン用としての性能試験(燃え難さ)を通過することできません。

**Q4 ガソリンを運搬する場合に、どのような容器を使いましょうか。**

A. 危機保安技術協会の性能試験認証を受けた金属製容器を購入して下さい。性能試験認証を受けた容器には、「試験認証済KIKH 危機保安技術協会」の表示がなされています。

なお、10リットル以下のプラスチック容器で危険物運搬を行った場合は、必ずガソリンとしての性能試験を行ったものは禁止されています。(平成17年10月26日付)

**Q5 消防署(ステーションコン、ミニコン、ライバーン、ワンボックスカーを含む)でガソリンの運搬は、できますか。**

A. できません。  
ただし、乗用車等でガソリンを運搬する場合は、普通自動車(ガソリン)積行車・大型自動車(22リットル)をご運転ください。

**Q6 セルフ方式の給油施設において、車両からガソリンの詰替えをすることができますか。**

A. できません。  
セルフ方式の給油施設において車両からできることが、定期的洗浄から給油操作及び給油部位(自動車への接続端子及び圧送装置)から油などと直接接する事になります。

※車へのガソリン詰替えが認められた時は、定期的に洗浄してください。

**Q7 ガソリンを灯油用の18リットルプラスチック容器で詰替え及び運搬した場合、罰金はありますか。**

A. 「當め替えた者(消防法第10条第3項違反)及び「當めた者(消防法第16条違反)」のいずれに対しても3月以下の懲役又は30万円以下の罰金が消防法に規定されています。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

千種消防署	764-0119	東消防署	205-0119
北区消防署	981-0119	西消防署	521-0119
中村消防署	491-0119	南消防署	231-0119
昭和消防署	641-0119	長良消防署	652-0119
瑞穂消防署	671-0119	川中島消防署	353-0119
清須消防署	651-0119	東消防署	225-0119
守山消防署	791-0119	緑消防署	695-0119
名古屋消防署	703-0119	天白消防署	601-0119

このように、各消防署の電話番号が記載され、消防署の連絡先が示されています。

当局はこの事態を重く受け留め、事案覚知の翌日に緊急のガソリン販売適正化指導通知を作成し各消防署へ通知するとともに、業界団体である愛知県石油商業組合へ通知文書を持参し、組合幹部へ説明のうえ、会員への緊急ファックス送信の約束を取り付け、さらに記者クラブへ情報提供を行った。

当局としては、この事件を契機に危険物の危険性・危険物運搬容器の基準を普及啓発・広報する好機と考え、今まで以上に力を注いだところである。

次に広報リーフレット（裏面に危険物運搬容器についての質疑応答集を掲載）（資料1）を作成し、業界団体等に広報を行った。また、一部地域では市民の普及啓発を行うため町内会で回覧を実施した。

さらには、翌年の危険物安全週間においても各消防署にて行う危険物取扱者等への講習会の資料への掲載と積極的に普及啓発・広報を行ってきたところである。

結果、業界団体の対応は活発であり、消防法令に対する問い合わせ、各種会議での消防法令の講義の依頼や業界自らのポスター作成と、遵法精神の推進を肌で感じたところである。

また、一部の地区危険物安全協会では、地区会長が先頭に立ち、貸し出し用金属製容器を給油取扱所に常置して、ポリタンクでガソリンの注油を求める顧客に対し、貸し出し制度も開始された。

これらの成果を数値で測ることは困難であるが、私ども消防が受ける危険物運搬容器に関する電話相談が急増し、マスコミからの取材が殺到したことから一定の効果を得たものと評価しているところである。

これらの経過は消防による一方通行の指導ではなく、業界団体が自ら遵法精神を構築した理想的な好例である。

### 消防署の体制強化

他方、消防が忘れてはいけないことがある。

それは、全消防職員のレベルアップである。

当市の場合、一般的な消防署は職員平均120人である。その内危険物担当者は、平均3人である。

土曜日・日曜日ともなれば、危険物担当者（毎日勤務者）は当然不在であり、この間に市民から危険物関係の質問が入る場合がある。市民にとって消防署は年中無休で頼れる公所である。

そこで、よくある質疑応答集・危険物法令早見表（資料2）を作成し、市民からの問い合わせに速応する体制をとり市民の負託に答える体制をとったところである。

### 攻めの普及啓発・広報

今回の事例紹介はガソリン用金属容器の普及啓発・広報であるが、私たちが普及啓発・広報

しなければならないものは、静電気対策、適切な点検の実施等他にも多くある。

これらは、努力義務ではなく、事故防止、安全確保のため最低限必要なことである。しかし、現実は、危険物火災、漏えいが後を絶たない。私達の予防行政の使命は危険物施設の事前の安全確保である。こうした指導は、イコール普及啓発・広報であるといつても過言ではない。

消防行政には、民間企業のようにテレビマーケティングをするような予算は当然ない。少ない予算の中でいかに最大限の効果を發揮させるため、知恵を絞ることである。

ただ、法令を羅列するのみや、例年と同じ手法では効果が期待できない。法令をかみ砕き誰でもわかる文書に作り変えたり、本市に限らず、他都市、他地域での危険物火災、漏えいが起き

ガソリン、灯油の詰め替え及び運搬（運搬容器、積載方法）の基準早見表

	1 詰め替え収納の基準（給油取扱所）		2 運搬容器の基準	
	金属製容器	プラスチック容器	金属製容器	プラスチック容器
ガソリン（危険等級II）	60リットル（最大容積）  (18リットルプラスチック容器 に10リットル以下の詰め替えも技術上の基準違反となる。)	10リットル（最大容積）  (10リットル（最大容積） に10リットル以下の詰め替えも技術上の基準違反となる。)	60リットル（最大容積）  (危険物保安技術協会の性能試験認証済のものでは、 5、10、20リットル型が市販されている。)  (乗用車（ステーションワゴン、ライトバン、自動二輪車、原付を含む。）でガソリンを運搬する場合は、金属製容器で最大容積2リットルまでとされている。)	10リットル（最大容積）  (危険物保安技術協会の性能試験認証品は、市販されていない。)  共通 運搬容器は各種試験（落下、気密、内圧、積み重ね）に合格したものでなければならぬ。
灯油（危険等級III）	60リットル（最大容積）	30リットル（最大容積）	60リットル（最大容積）  (30リットル（最大容積） (危険物保安技術協会の性能試験認証のものでは、 10、18、20リットル型が市販されている。)	30リットル（最大容積）  共通 運搬容器は各種試験（落下、気密、内圧、積み重ね）に合格したものでなければならぬ。
関係条項	消防法第10条第3項 危政令第27条第3項第1号 危規則第39条の3第1項第1号 〃 別表第3の2			消防法第16条 危政令第28条 危規則第43条 〃 別表第3の2 危告示第68条の4 〃 第68条の5

#### 3 積載方法の基準（法第16条、危政令第29条）

- (1) 収納口を上方に向け、密栓を行うこと。（エレファンツノズルをつけたまま積載しないこと。）
- (2) 容器の外部に表示（危険物の品名、数量等）を行うこと。
- (3) 落下、転倒、破損しないよう積載すること。

#### 4 その他

- (1) 給油取扱所の基本業務は、固定給油設備により自動車等の燃料タンクへの直接給油及び固定注油設備による灯油、若しくは燈油（注）の容器への詰め替えである。（危政令第3条第1号）  
(注：平成10年3月16日から灯油に加えて軽油も固定注油設備から容器への詰め替えが認められている。なお、名古屋市内には現在のところ当該軽油の固定注油設備が設けられた給油取扱所はない。)
- (2) 給油取扱所において上記(1)の基本業務以外の危険物取扱行為（ガソリンの固定給油設備から容器への詰め替え等）を行う場合は、その取扱量の総量が一日あたり指定数量未満でなければならない。
- (3) セルフ方式の給油取扱所では、ガソリンを顧客自ら容器に詰め替えることはできない。（危政令第17条第5項、危規則第28条の2の4）
- (4) 前記「1 詰め替え収納の基準（給油取扱所）」、「2 運搬容器の基準」又は「3 積載の方法の基準」に関する違反に対しては、罰則（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が規定されている。（法第43条）

### 資料 2

ればそれをタイムリーにホームページへの掲載等と新たな取り組みを行うべきである。

常に新しく、そして待ちの姿勢でなく攻めの姿勢で、従来の既成概念にとらわれない次のような普及啓発・広報を今後試みてみたい。

#### ハイテク部門

- ・危険物取扱者等への講習内容をCDに記録し、参加者へ配付する。(事業所において社内インターネットへの掲載の手助けを行う。)
- ・危険物事故情報を事業所にメール配信する。(タイムリーそして安価な方法である。)

#### ローテク部門

- ・危険物実験セットを準備し15分30分60分コースと実験メニューを作成し、出前実験を実施する。
- ・学校における防災訓練で身近な危険物の話を取り入れる。

#### 連携部門

- ・NPOと連携をとり危険物の危険性・消防法令の普及啓発・広報を図る。
- ・法人会・商工会議所等、危険物関連以外の

団体にも果敢に連携賛同を申し入れる。

- ・小学校3年において危険物規制を消防の仕事として紹介するよう教育委員会と調整を図る。

自らが消防行政マンであるとともに危険物安全営業マンという気概をもって危険物の危険性・消防法令の普及啓発・広報に取り組めば、必ずしや危険物従事者全体のレベルアップにより事故は必ず減少するものと信じる。

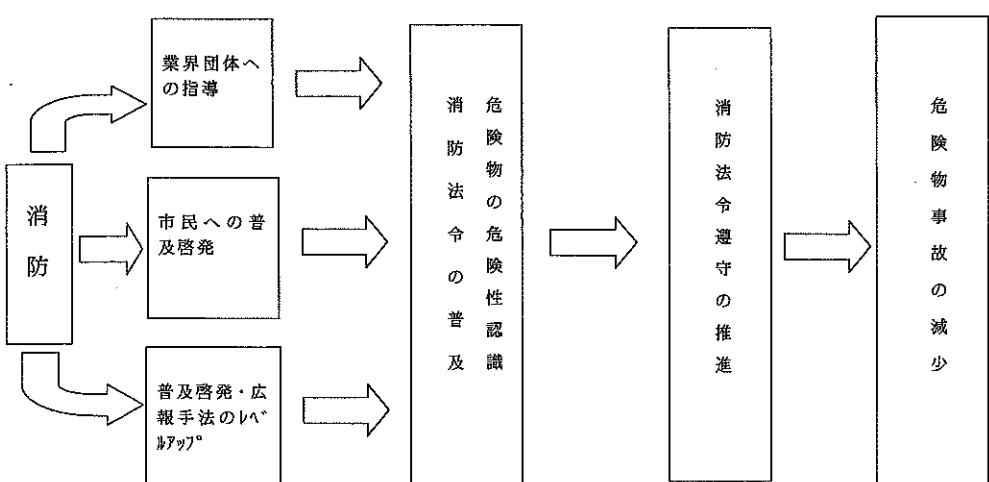
#### まとめ

事故を減少させるには、消防は今一度原点に立ち帰り、消防法令の普及啓発・広報を重視し、消防法令の遵守を訴えることであると考える。

危険物の危険性・消防法令を普及啓発し、遵法精神により事故を減少させるためには、遵法精神を押し付けるのではなく、消防・市民・業界団体とのパートナーシップを築くとともに、業界団体が自らに遵法精神を呼びかけることである。(資料3)

この理想であり、本来の姿を確立するため消防が労を惜しんではならないと考える。

消防法令普及による危険物事故減少イメージ



資料3